すこやかデイサービスセンター　料金表 （2023年4月作成）

大規模型Ⅰ　通所介護費		基本単位	入浴介助加算	機能訓練加算(1)ロ	認知症加算	中重度ケア体制加算	体制強化加算	保険合計（単位）
基本単位（3時間以上4時間未満）	要介護1	356	40	85	60	45	18	604
	要介護2	407	40	85	60	45	18	655
	要介護3	460	40	85	60	45	18	708
	要介護4	511	40	85	60	45	18	759
	要介護5	565	40	85	60	45	18	813
基本単位（4時間以上5時間未満）	要介護1	374	40	85	60	45	18	622
	要介護2	428	40	85	60	45	18	676
	要介護3	484	40	85	60	45	18	732
	要介護4	538	40	85	60	45	18	786
	要介護5	594	40	85	60	45	18	842
基本単位（5時間以上6時間未満）	要介護1	541	40	85	60	45	18	789
	要介護2	640	40	85	60	45	18	888
	要介護3	739	40	85	60	45	18	987
	要介護4	836	40	85	60	45	18	1084
	要介護5	935	40	85	60	45	18	1183
基本単位（6時間以上7時間未満）	要介護1	561	40	85	60	45	18	809
	要介護2	664	40	85	60	45	18	912
	要介護3	766	40	85	60	45	18	1014
	要介護4	867	40	85	60	45	18	1115
	要介護5	969	40	85	60	45	18	1217
基本単位（7時間以上8時間未満）	要介護1	626	40	85	60	45	18	874
	要介護2	740	40	85	60	45	18	988
	要介護3	857	40	85	60	45	18	1105
	要介護4	975	40	85	60	45	18	1223
	要介護5	1092	40	85	60	45	18	1340
基本単位（8時間以上9時間未満）	要介護1	644	40	85	60	45	18	892
	要介護2	761	40	85	60	45	18	1009
	要介護3	881	40	85	60	45	18	1129
	要介護4	1002	40	85	60	45	18	1250
	要介護5	1122	40	85	60	45	18	1370

※保険合計単位に介護職員処遇改善加算（5.9%）介護職員特定処遇改善加算（1.2%）介護職員等ベースアップ等支援加算（1.1%）が加算されます。

※個別機能訓練加算Ⅱ（20単位/月）と科学的介護推進体制加算（40単位/月）ADL維持等加算Ⅰ（30単位/月）が加算されます。

※1単位10.27円となります。

※利用料金は介護保険負担割合証に基づいた割合でのご負担になります。

【加算の説明】

・入浴介助加算（Ⅰ）　:1回につき40単位　入浴された方に加算します。

・個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ　:1回につき85単位 （機能訓練指導員が2名以上配置の場合）
生活機能の維持・向上を目的とし看護師や理学療法士等による機能訓練を実施した際に加算します。
（機能訓練指導員が1名の場合は　個別機能訓練加算（Ⅰ）イ　56単位の加算に変更になります。）
尚、おおむね3か月に1回自宅を訪問したうえで計画を作成致します。

・個別機能訓練加算（Ⅱ）　:1月に20単位　個別機能訓練計画書の内容を厚生労働省に提出で加算します。

・認知症加算　:1回につき60単位
指定基準より2名多く職員を配置し、認知症介護の研修を修了した者を配置しています。
認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の方に加算します。

・中重度ケア体制加算　:1回につき45単位
指定基準より2名多く職員を配置し、看護職員が利用時間を通じて配置しているため加算します。
（職員体制に対する加算の為、一律全員に加算します。）

・科学的介護推進体制加算　:1月に40単位　科学的介護情報システムにADLなどを提出で加算します。

・ADL維持等加算（Ⅰ）　:1月に30単位　ADLの情報を厚生労働省に提出、年間の評価で加算します。

・サービス提供体制強化加算Ⅱ　:　1回の利用につき18単位（区分支給限度額には含めません）
介護職員の5割以上が介護福祉士の資格を有する事業所に加算します。
（職員体制に対する加算の為、一律全員に加算します）

・介護職員処遇改善加算Ⅰ　:保険の合計単位数に5.9%を加算します。（区分支給限度額には含まれ

・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ　:保険の合計単位数に1.2%を加算します。（区分支給限度額には含まれません）

・介護職員等ベースアップ等支援加算　:保険の合計単位数に1.1%を加算します。（区分支給限度額には含まれません）

・送迎減算　:送迎を行わなかった場合片道47単位減算します。

・同一建物減算　:有料老人ホームすこやかに入居の方の場合　一日94単位減算します。

【その他】

・食事代（おやつ代を含む）　:保険外で1食あたり 550円いただきます。

・その他、自己負担料金（外出時のおやつ代等）については　原則1回700円以内とし、実費をご負担頂き、利用料と併せて請求させていただきます。

※感染症や災害の影響により利用者数が前年の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合に、翌々月より3ヶ月間の基本報酬の3%の加算があります。